

# — 長野県消防広域化推進計画 —



平成 20 年 1 月

長野県

# 「長野県消防広域化推進計画」策定について

平成 20 年 1 月 16 日  
長野県危機管理局

## 1 背景

災害の大規模化や複雑化、住民ニーズの多様化など消防を取り巻く環境の変化に、適確に対応できる市町村の消防体制の整備及び確立を図るため、自主的な市町村の消防の広域化の推進の必要性から、国においては、平成 18 年 6 月 14 日に「消防組織法」の一部を改正し、平成 18 年 7 月 12 日には消防庁長官が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（基本指針）を定めたところです。

## 2 推進計画の性格

この計画は、消防組織法第 33 条第 1 項に定める「自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画」（推進計画）として策定するものであり、市町村の消防の広域化の必要性及び広域化の対象となる市町村の組合せ等を定め、本県における市町村の消防の広域化の推進を図るものです。

## 3 推進計画の策定

この計画の策定にあたっては、市町村、消防関係者及び県民等から意見を伺うとともに、「長野県消防広域化推進検討委員会」での検討を踏まえ、本県における市町村の消防体制の整備及び確立のためには市町村の消防の広域化が必要と判断し、平成 20 年 1 月 16 日に「長野県消防広域化推進計画」を策定いたしました。

## 4 推進計画に基づく広域化の推進

関係市町村の協議により「広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画」（広域消防運営計画）を作成していただき、基本指針に定められた推進計画策定後 5 年度以内（平成 24 年度まで）という期限内に、この計画に基づく市町村の消防の広域化が実現できるよう、県として、必要な援助を行っていくこととしています。

# — 目 次 —

<b>I 市町村の消防の現況及び将来見通し</b>	
1 市町村の消防の現況	1
2 消防を取り巻く環境の変化と将来見通し	3
<b>II 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項</b>	
1 市町村の消防の広域化の必要性	5
2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方	6
<b>III 広域化対象市町村の組合せ</b>	
1 広域化対象市町村	6
2 広域化対象市町村の組合せ	6
3 上記組合せによる二消防本部体制を推奨する理由	7
<b>IV 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項</b>	
1 広域化を推進するための協議機関の設置等	8
2 広域化を推進するための県の体制の整備等	8
<b>V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項</b>	
1 広域化後の消防の体制の整備	9
2 構成市町村等間の関係	9
3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策	10
4 広域化後の消防の体制の円滑な運営等	11
<b>VI 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項</b>	
1 消防団との連携の確保	10
2 市町村防災担当部局との連携の確保	11
<b>〈資料集〉</b>	<b>27</b>

# 長野県消防広域化推進計画

## I 市町村の消防の現況及び将来見通し

### 1 市町村の消防の現況

#### (1) これまでの消防広域化

県内の消防は、昭和23年3月7日の消防組織法（昭和22年法律第226号）（以下「法」という。）施行と同時に、松本市をはじめとする4市において消防本部が設置され、昭和40年代前半には20市町に消防本部が設置されました。

その後、消防の常備化の必要性や広域行政の推進などにより、一部事務組合、広域連合（以下「組合等」という。）又は委託方式の採用により消防の広域化が進められ、県内全市町村での常備消防の確立とともに、平成15年9月に現行の14消防本部体制となりました。

なお、平成11年3月に「長野県における消防広域化のあり方について」で県としての消防広域化の基本的考え方をまとめました。そこでは、消防の広域化は広域市町村圏単位が適当とし、圏域内に小規模本部が存在する諏訪、上伊那、長野、北信の各圏域内の広域化を具体的に検討することとしました。その後、諏訪地域の4消防本部が諏訪広域連合消防本部となりましたが、他の圏域の消防広域化は実現しませんでした。

これは市町村合併の検討が優先されたこと、消防広域化に関する国や県の役割が不明確で支援策も十分でなかったため議論が深まらなかったことが要因と思われます。

（P12～13 図1「消防本部組織の変遷」参照）

#### (2) 消防本部の現状

現在、14の消防本部により、県内すべての市町村で常備消防が行われています。

管轄人口規模別の消防本部の数は、人口が30万人を超える規模の消防本部が2つ、30万人未満で10万人以上の規模が5つ、そして10万人未満のいわゆる小規模本部が半数の7つあります。

管轄面積は、最大が飯田広域消防本部の1,929.19k㎡で、香川県の面積を上回っております。最小は千曲坂城消防本部の173.48k㎡となっています。

（P14 表1「消防本部の概要」、P15 図2「消防本部管轄図」参照）

#### (3) 消防本部の運営方式

長野市及び須坂市は単独で消防本部を設置し、近隣の町村から消防事務の委

託を受けています。他の市町村については、組合等の事務として消防を行っています。

#### (4) 消防本部の体制等

県内の消防本部は全て広域で消防を行っています。一部では未だに市町村単位(又は消防署単位)で消防職員の人事、消防本部の財政及び119番通報に基づく指令業務、部隊運用等を行っている消防本部があり、「自賄い消防」と称されています。

(P16~19 表2「消防本部の体制」参照)

#### (5) 消防需要の動向

##### ① 火災発生件数

火災発生件数は増加と減少を繰り返す傾向にありますが、最近の5ヶ年平均が1,040件(年によって変動が大きいため5ヶ年平均で比較)、それ以前の5ヶ年平均が1,114件となっており僅かに減少しましたが、住宅火災(併用住宅及び共同住宅を含む。)発生件数は、10年前の平成8年の261件に対して、平成18年が325件となっており、件数にして64件、率で25%増加しています。

(P20 図3「火災発生件数の推移」参照)

##### ② 防火対象物の推移

防火対象物数は、消防法施行令の改正等による影響はあるものの、10年前の平成8年度末の81,914施設に対して平成18年度末が92,805施設となっており、数にして10,891施設、率で13.3%増加しています。

(P20 図4「防火対象物の推移」参照)

##### ③ 救急出場件数

救急自動車の出場件数は、一貫して増加しており10年前の平成8年の49,435件に対して平成18年が78,876件となっており、件数にして29,441件、率で59.6%増加しています。

特に、高齢者人口の増加とともに急病による出場件数の増加が顕著となっています。

(P20 図5「救急出場件数と老年人口の推移」参照)

##### ④ 危険物施設等事故件数

危険物施設等事故の発生件数は、10年前の平成8年の44件に対して平成18年が88件と倍増しています。

(P20 図6「危険物施設等事故件数の推移」参照)

## (6) 消防力の実情

消防本部の職員数や車両配置等を、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日付け消防庁告示第1号）（以下「整備指針」という。）に基づく基準と現有状況で見比べますと、車両の充足状況は、消防ポンプ自動車及び救急自動車ではほぼ満たされているものの、比較的高価なはしご付消防ポンプ自動車、化学消防車及び救助工作車の充足率が低くなっております。

消防職員の充足状況は、消防の広域化や常備化の進展とともに県内の消防職員数は増員されてきましたが、充足率は県全体で71.3%で981名不足している状況です。

なお、救急隊員、救助隊員及び予防要員などの専従化はあまり図られておりません。

（P21～22 表3「消防力の整備指針に基づく基準と現有状況」、  
P23 図7「消防吏員数の推移」参照）

## (7) 人事管理の状況等

これまでの常備化や広域化の過渡期に、年度別採用職員数にばらつきのあったところは、年齢別職員構成が偏っている状況にあります。このような消防本部や職員数の少ない消防本部又は職員充足率の低い消防本部では、人事ローテーションの硬直化、救急救命士養成中あるいは各種教育訓練期間中の補充要員が確保できないなどの理由により、救急救命士の養成や各種訓練機会も十分に確保されない状況にあります。また、市町村ごとに人事管理を行う「自賄い消防」を行う消防本部についても同様のことが言えます。

このことは大規模な消防本部と比較して、人材育成や職員の士気の高揚にも少なからず影響を与えるものと考えます。

（P23 図8「消防吏員の年齢層別構成」参照）

## (8) 消防費の決算状況等

県内市町村の消防に係る平成17年度歳出決算額は299億円、そのうち常備消防に係る経費が222億円となっており、近年はほぼ横ばいで推移しています。

しかしながら、市町村の決算総額は減少しているため、決算額に占める消防費の割合は増加しています。

また、県民一人あたりの消防費は平成17年度は13,616円となっておりますが、一般的な傾向として、小規模な消防本部を構成する市町村の住民一人あたり消防費は割高となっております。

（P23 図9「市町村の決算額に占める消防費決算額の推移」参照）

## 2 消防を取り巻く環境の変化と将来見通し

### (1) 災害や事故の多様化及び大規模化等

近年の災害や事故は、多様化及び大規模化の傾向にあります。最近では、新

潟県中越地震や中越沖地震及び石川県能登半島地震などによる地震災害、平成18年7月豪雨、北海道佐呂間町の竜巻及び平成19年台風第9号などによる大雨や暴風による災害、サリン事件などのテロ攻撃、JR福知山線脱線事故、中央自動車道下り線多重衝突事故、東京都渋谷区温泉施設爆発火災又は諏訪地域の旅館で発生したノロウイルス患者集団発症事案など、県内外を問わず災害や事故が発生しています。これらの災害や事故は、一度に多数の部隊や資機材の投入、さらには高度な資機材も必要となり、単一の消防本部では対応が困難な状況となっています。

さらに、県内で被害の発生が予想される東海地震、東南海・南海地震や糸魚川―静岡構造線に関わる地震に対して、広域的な消防防災体制の確立が急務であります。

## (2) 人口減少時代への突入と高齢化率の上昇

日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じており、今後の長期的展望においても、少子化の進行により将来人口は減少すると予想されています。

長野県の総人口は、平成13年の222万人をピークに減少局面に入り、平成17年の国勢調査結果では219万6千人となっています。これは平成14年3月に、国立社会保障・人口問題研究所が発表した想定より早く人口減少局面に入ったと考えられ、平成17年の国勢調査を踏まえ、同研究所が行った長野県の30年後(平成47年)の人口予測では、総人口は177万人で19.4%の減少を予測しています。

また、平成17年国勢調査結果による老年人口は、52万2千人で全体の23.8%となっており、長野県の高齢化率は全国を上回る水準で進んでいます。平成20年頃には4人に1人が、平成39年頃には3人に1人が65歳以上という高齢化社会になると予測されています。

(P23 図10「県内人口の将来予測」参照)

## (3) 市町村の財政状況

県内市町村の平成19年度普通会計当初予算の状況は、所得税から住民税への税源委譲や定率減税の廃止により、市町村税が262億1千8百万円の大幅な増加となっていますが、所得譲与税と減税補てん特例交付金の廃止との相殺により、実質的な税収は37億4千万円、1.3%の増にとどまっています。

臨時財政対策債を合わせた地方交付税相当額が87億8千4百万円、3.6%の減となっていることなどから、一般財源総額でみると37億8千5百万円、0.7%の減となり、県内市町村は依然厳しい財政状況が続いています。

また、平成19年度の実質公債費比率(前3年度平均値)の算定結果(速報値)によると、県平均で1.0%増加し、地方債の発行に国や県の許可が必要となる実質公債費比率18%以上の市町村は、前年度より13増加し38市町村(全体の47%)となっています。

各市町村では、扶助費など必要な予算を確保しながらも、人件費や補助金の抑制、普通建設事業のうちの単独事業費の縮小など、一層の歳出削減により財政の健全化を図っている状況にあります。

(P24 表4「市町村の財政状況」参照)

## Ⅱ 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

### 1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に適確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘され、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であります。

具体的には広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務の高度化及び専門化
- ⑤ 予防業務の専門化及び効果的な火災予防施策や広報活動の充実
- ⑥ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑦ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮
- ⑧ 組織・人員の規模の拡大による人事管理の多様化や教育訓練の充実

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待されます。

こうしたことから、これまでも自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきたところですが、県内の半数の消防本部が管轄人口が10万人未満のいわゆる小規模消防本部であり、広域化が十分に進んだとは言い難い状況にあります。

県内の総人口は平成13年をピークに減少局面に入り、今後も少子化の進行により将来人口が減少する予測がある一方で、老年人口は増加していくと予想されています。このことは高齢者の増加に伴う急病による救急出場の機会がさらに増加することが予測され、「整備指針」の基準となる消防本部の管轄人口の減少とともに、将来的に大きな影響があるものと考えます。

また、この少子高齢化は、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の確保に関しても大変懸念される要素でもあります。

このような状況に鑑みますと、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るため



には、今後ともより一層自主的な市町村の消防の広域化を推進することが必要であると考えます。

## 2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

平成 18 年 6 月に一部改正された法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めています。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行い、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはなりません。

すなわち、消防広域化にあたっては現行の消防署所の数を減らすことを目的とせず、消防本部の管理部門や指令業務の統合により生み出された要員を、現場活動要員に振り向けたり、救急・救助隊員、予防要員の専任化や専従化をすることが消防力の充実強化につながり、ひいては住民サービスの向上に寄与するものと考えます。

また、市町村の消防の広域化の定義では、二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することとされています。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではありません。

## Ⅲ 広域化対象市町村の組合せ

### 1 広域化対象市町村

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されるほか、組織管理、財政運営等の観点からも望ましいと考えております。

また、県内の半数が小規模な消防本部という現状では、消防庁長官の定めた「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成 18 年 7 月 12 日付け消防庁告示第 33 号）（以下「基本指針」という。）の組合せに関する基準で示された管轄人口規模(30 万人)以上の消防本部を含めた広域化でないと、消防体制の整備及び確立を図るための広域化の実現が難しいことから、県内すべての市町村(すべての消防本部)を広域化の対象とする必要があると考えます。

### 2 広域化対象市町村の組合せ

現行の消防本部の管轄区域を分割せず、均衡のとれた広域化後の各消防本部の

規模で、出来るだけ大きな枠組みとするため、次の組合せによる県内二つの消防本部体制を推進します。

○ **東北信エリアを管轄する消防本部**

(区域：佐久地域、上小地域、長野地域、北信地域)

○ **中南信エリアを管轄する消防本部**

(区域：諏訪地域、上伊那地域、飯伊地域、木曾地域、松本地域、大北地域)

(P25 図11「二つの消防本部の管轄図」、P26 表5「二つの消防本部の想定規模」参照)

**3 上記組合せによる二消防本部体制を推奨する理由**

この組合せは、他の組合せや規模に比較して、次の点で優位と認められます。

① **【規模の大きな二つの消防本部】**

管轄人口が110万人規模で消防力の点からもバランスがとれている。

また、現在、県内には管轄人口40万人を超える規模の消防本部が二つあり、中核となる消防本部を軸として広域化を進めることが、組織整備、施設整備両面で効果的である。

さらに、大規模災害発生時の初動体制の構築など危機管理上の危険分散の観点からも有効である。

② **【消防救急無線及び指令業務の広域化・共同化への対応】**

無線や指令業務の共同化については、整備費用や指令要員の集中化による費用面での効果が高く、広域化に伴って整備する場合には国による財政支援も活用できる。

2本部体制で2指令センターとした場合には、大規模災害時のバックアップを含め平常時における消防・救急活動において、1本部1指令センターに比べ受信能力や処理能力の的確性が高くなる。

また、無線の広域化・共同化を図る上でも課題解決に取り組みやすい。

③ **【交通網や医療体制などへの対応】**

東北信エリア内には、北陸新幹線や上信越自動車道、中南信エリア内には、中央(東・西)線や中央自動車道などの高速交通網がある。

鉄道や高速道路上における救急救助活動にあたっては、インターチェンジ等の複数の出入口を活用して迅速な活動や連携に期待できる。

また、救急救命についても救急告示医療機関の数も均衡がとれているほか、第3次医療圏を越える救急搬送の実態や交通体系等からも比較的つながりが深いエリアである。

水防活動上は、千曲川、天竜川及び木曾川など主要な河川の流域がそれぞれのエリアに含まれ、上流から下流まで連携のとれた活動に期待ができる。

#### ④【政令指定都市規模】

管轄人口や消防力の面から政令指定都市並みの規模となり、全国有数の消防本部となることから、管内で発生するある程度規模の大きな災害や事故等への対応も可能となる上、緊急消防援助隊の応援、受援活動両面において十分に力を発揮できる。

また、消防長の階級に政令指定都市の消防本部と同様に消防司監（政令指定都市以外の最高は消防正監）を用いることができれば、一層の消防吏員の士気高揚に繋がる。

※消防司監の階級使用については、総務省消防庁に要請していきます。

なお、消防防災施設等整備事業については、管轄人口規模の大きな消防本部ほど助成が受けやすい状況にあると言える。さらに将来的には消防防災への自主運行や教育訓練を自ら行うことも可能な規模である。

### IV 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

#### 1 広域化を推進するための協議機関の設置等

消防の広域化を推進するには、前記Ⅲの2の広域化対象市町村の組み合わせごとに、法第34条の「広域消防運営計画」（以下「運営計画」という。）作成の協議を行う機関を設置することが必要と考えます。

そして、充実した協議を行っていただくため、協議機関の性格、組織体制及び事務局体制等について、現行の消防本部や構成市町村間のバランス等を考慮した事前調整が必要と考えます。

また、協議にあたっては、エリア内の消防広域化のメリット等の具体的検討とともに、他の組合せの有効性など幅の広い協議が行われ、構成市町村が共通の認識となることが重要と考えます。

なお、住民や消防職員及び関係機関とのコンセンサスを得ることにも配慮が必要と思われます。

#### 2 広域化を推進するための県の体制の整備等

長野県消防広域化推進計画に基づく消防広域化の推進のため、県においては次の取り組みを行います。

##### (1) 「長野県消防広域化推進本部」の設置

市町村間の調整、相談体制の充実並びに市町村関係者、消防関係者及び住民に対する普及啓発活動等を実施するため、庁内に「長野県消防広域化推進本部」を設置します。

##### (2) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

県の広報活動の活用や消防広域化に関するホームページ開設により、広く県

民及び関係者への情報提供や普及啓発活動を行います。

また、必要に応じて住民説明会等への担当者の派遣や出前講座を実施します。

### (3) 市町村への県の援助等

消防広域化の実現のためには、県として今後も幅広く関わり、構成市町村による「広域消防運営計画」の作成の協議等へは、積極的に参画していくとともにその他必要な援助を行います。

また、国の支援策の充実、財源の確保については、引き続き国に要請していきます。

なお、消防広域化に関する調査研究や普及啓発活動は継続して行います。

### (4) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、調整等

広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときは、法第33条第4項に基づき、市町村相互間における必要な調整を行うものとします。

この調整とは、当該広域化対象市町村間の広域化に関する事項についての幅広い仲介、連絡調整等を指すものであり、関係市町村の合意形成のために積極的に調整を行うものとします。

なお、この協議を通じ、よりよい消防の広域化のために、本計画を変更した方がよいと思われる場合には、法の手続に基づき、あらかじめ関係市町村の意見を伺います。

## V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### 1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防においては一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要であります。したがって、本部機能、指令業務及び職員の身分の一元化が必要と考えます。

また、消防の広域化に伴い、管轄する面積が広大となるので、消防本部と消防署間の連絡調整、複数の消防署にわたる災害防御活動の指揮及び統制や管理、指導の円滑かつ適正な執行を確保するため、消防本部の内部組織として「消防方面本部」を設置し運用することも有効であると考えます。

さらに住民サービスを低下させないため、許認可事務など一定の窓口業務を消防署長の事務とすることも有効と考えます。

### 2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、組合等又は事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した

上で、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村(以下「構成市町村等」と言う。)との意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を、構成市町村等の協議により選択することが必要となります。

### 3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要です。そのためには、次の事項等について、構成市町村等の間において十分協議の上、事前に決定しておくことが必要と考えます。

- ① 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
  - ・ 経常的経費、投資的経費の構成市町村等ごとの負担金の額又は負担割合等
  - ・ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
  - ・ 消防力の整備計画及び部隊運用、指令管制等に関する計画
  - ・ 構成市町村等の間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村等の間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み
  - ・ 消防本部の運営に関し、住民の意見を反映できる方法
- ② 消防本部の位置及び名称
- ③ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
  - ・ 災害時に構成市町村等の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画

### 4 広域化後の消防の体制の円滑な運営等

県内二つの消防本部の体制整備については、構成市町村等の数も多い上、都市部、山間部あるいは周辺部の住民ニーズも違いますので、適切な住民意見の反映が不安の解消につながると思われます。構成市町村等の間の迅速かつ円滑な意見調整を図り、適切な消防本部の管理、運営を行っていくため、広域市町村圏（又は準じた圏域）単位の「地域消防運営委員会」（仮称）等の仕組みの構築も有効と考えます。

また、現場の消防職員にも情報を開示し、意見が反映できるよう十分配慮する必要があると考えます。

## VI 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### 1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「整備指針」第37条に基づき、一市町村に一団を置くこととなります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の

確保を図る必要があります。具体的には次のような方策が考えられます。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

## 2 市町村防災担当部局との連携の確保

市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要です。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。具体的には次のような方策が考えられます。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

以上のように、消防広域化に伴い消防団や防災関係部局との連携確保が一層重要となりますが、常備消防とそれぞれの機関の役割分担にも考慮することが必要と考えます。